

■ 基本的な考え方

高齢者等が利用可能な施設にはその旨を表示し、目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、そこまでの主要な経路にはその誘導をわかりやすく表示する必要があります。

案内設備までの経路は、道等から視覚障がい者のための案内設備までの経路のうち一以上を、円滑に利用できる経路として線状ブロックや点状ブロック、音声設備を設ける必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一般基準	①道等から案内所又は視覚障がい者に点字等で示した案内設備までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路としているか	令 22-1	別表第 1
	【①で該当しない場合(視覚障害者移動等円滑化措置が必要なエレベーター又は便所がなく、案内所又は視覚障がい者用の案内設備の設置義務がない)、②を確認】	条 21 の 3-1	
	②道等から建築物の出入口(案内所又は音声による案内設備)までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路としているか		
	【① 又は②で「適」の場合(1)～(3)に適合しているか】		
	(1)床面との色の明度差等が確保された線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか(直進のみの風除室内は免除)	令 22-2-1	
	(2)車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令 22-2-2-1	
	(3)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令 22-2-2-2	
	③道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設した場所と敷地内の視覚障害者移動等円滑化経路を接続しているか	条 21 の 3-2	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①②③ 視覚障害者 移動等円滑 化経路	●道等から視覚障がい者のための案内設備、又は案内所までの経路は、そのうち 1 以上を視覚障害者移動等円滑化経路として整備する。ただし、次に掲げる場合を除く。 ・駐車庫に設ける場合、音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置等)を設け、道等から当該誘導設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 ・建築物内に案内所(受付やフロントなど、管理人等が常時勤務するもの)を設け、当該案内所から玄関(外部の出入口)を視認できるときに道等からその玄関までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 ●視覚障がい者のための案内設備等の設置義務が生じない場合は、道等から玄関までの1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とする。ただし、以下に該当する場合を除く。 ・音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置等)を設け、道等から当該誘導設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 ・建築物内に案内所(受付やフロントなど、管理人等が常時勤務するもの)を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合	令 22-1 国告 1497 条 21 の 3-1 【図 1】 【図 1】

項目	解 説	参照条文等
◎誘導経路	◇視覚障害者移動等円滑化経路はわかりやすい経路とする。 ◇視覚障がい者が移動方向や経路を認識しやすいようにするとともに、一般の歩行動線と著しく異ならないよう配慮する。 ◇視覚障がい者の動線は、車椅子使用者の動線とできるかぎり交差しないように配慮する。 ◇案内設備は、建築物の出入口に近接して設けることとするが、車両の通行が多く、動線が交錯し視覚障がい者の安全な移動に支障が生じる場合は、人的誘導を条件に敷地の入口付近に案内設備を設けることができる。（この場合には、視覚障がい者や UD アドバイザーの助言を求めることが望ましい。） ◇誘導ブロック等（線状ブロック等及び点状ブロック等）は、車椅子使用者、高齢者、杖使用者、肢体不自由者が通行の支障と感ずる場合がある。このため、誘導ブロック等を敷設する位置は、利用者の動線計画や案内表示板の位置等を考慮して、他の動線と干渉が少ない計画とすることが望ましい。 ◇誘導ブロック等の敷設は、エレベーターや便所、階段、視覚障がい者が利用する窓口等までの誘導に配慮する。	
◎点状ブロック	●視覚障害者移動等円滑化経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの、又は音声誘導装置等による誘導とする。 ●敷地内の通路に設ける視覚障害者移動等円滑化経路は、視覚障がい者に対し警告を発信するため、以下の部分に点状ブロック等を敷設する。 ・車路に近接する部分 ・段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ただし次に掲げる場合は除くものとする。 (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 階段部又は傾斜部分と連結して手すりを設ける踊場等の場合 ◇風除室内で方向変換がなければ、基準上は風除室内での敷設は必ずしも義務ではないが、視覚障がい者の円滑な通行を考えれば、敷設することが望ましい。 ◇以下の誘導ブロック等は、JIS T 9251 による突起の形状・寸法及び配列のものとする。 ・注意喚起を喚起する位置を示すための点状ブロック ・移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック ◇点状ブロックは、前方の危険性、又は歩行方向の変更を予告することを目的に、注意を喚起する位置に敷設する。 ◇線状ブロックは、歩行方向を案内することを目的に、移動経路に敷設する。 ◇誘導ブロック等の色は、黄色を原則とする。 ◇弱視者等が識別しやすいよう、誘導ブロック等と周囲の床の仕上の色は、輝度比を2.0以上確保することが望ましい。 ◇黄色の誘導ブロック等を白や薄いグレーの床の色に敷設すると、弱視者等には見えにくいいため、これらの色を組み合わせる場合は、色が際立つように縁取りを設ける等配慮する。 ◇点状ブロック等の敷設幅は、30 cm以上とする。 ◇点状ブロック等の上には、物を置いたり、立ち止まらないよう注意喚起のための表示等を行う。 ◇点状ブロック等の敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障がい者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。 ●道（歩道）等に道路管理者等によって線状ブロック・点状ブロック等が敷設されているときは、敷地内の線状ブロック・点状ブロック等（視覚障害者移動等円滑化経路）と接続させる。	令 22-2-1 令 22-2-2-1 令 22-2-2-Ⅱ 国告 1497 標 2. 計画・設計の考え方 JIS T 9251 【図 3】 条 21 の 3-2

項目	解 説	参照条文等
◎音声案内	◇音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置が挙げられる。 ◇必要に応じて、音声又は放送による案内を行う。	

■ 参考図

図 1 案内設備が案内所の場合

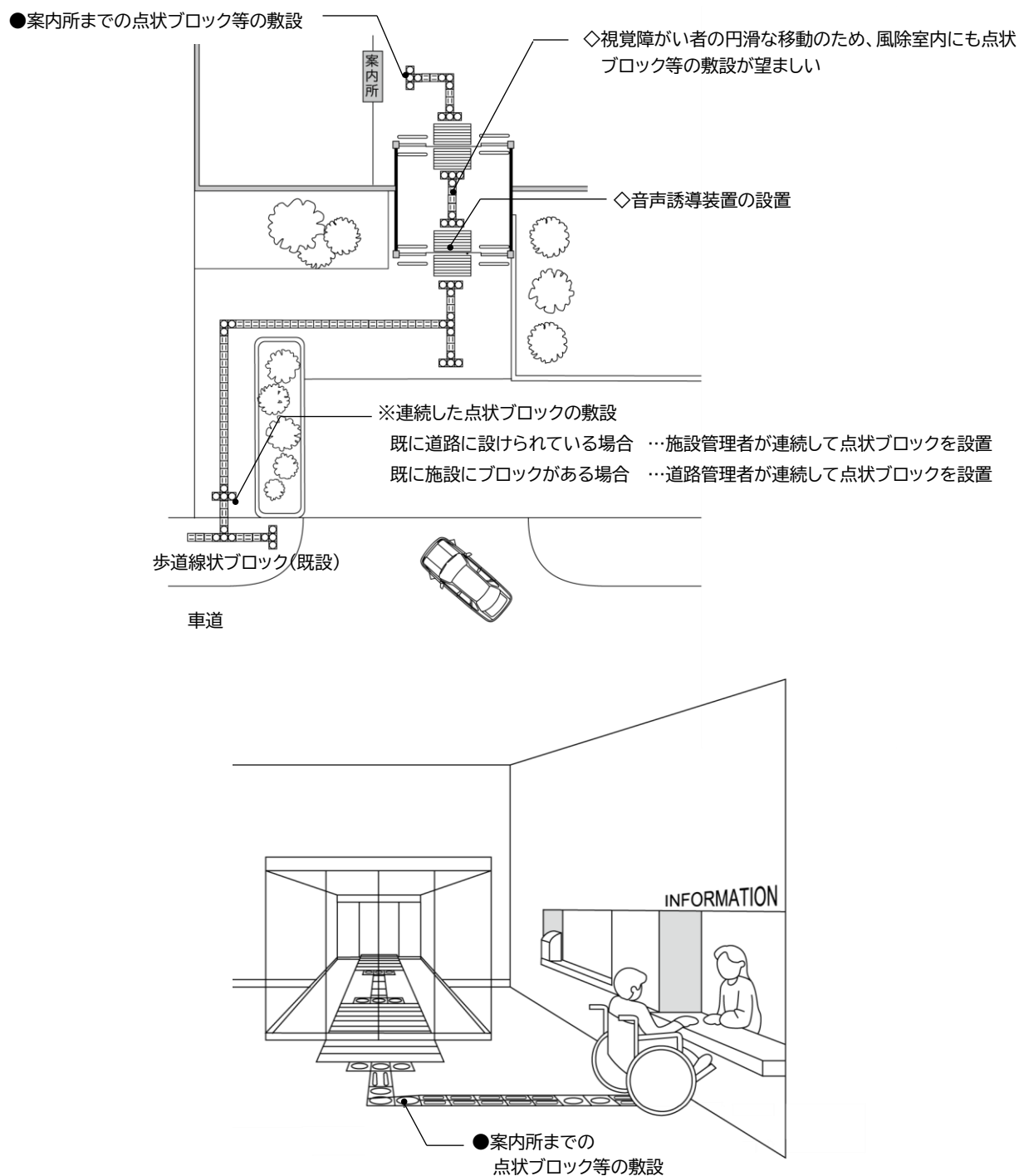
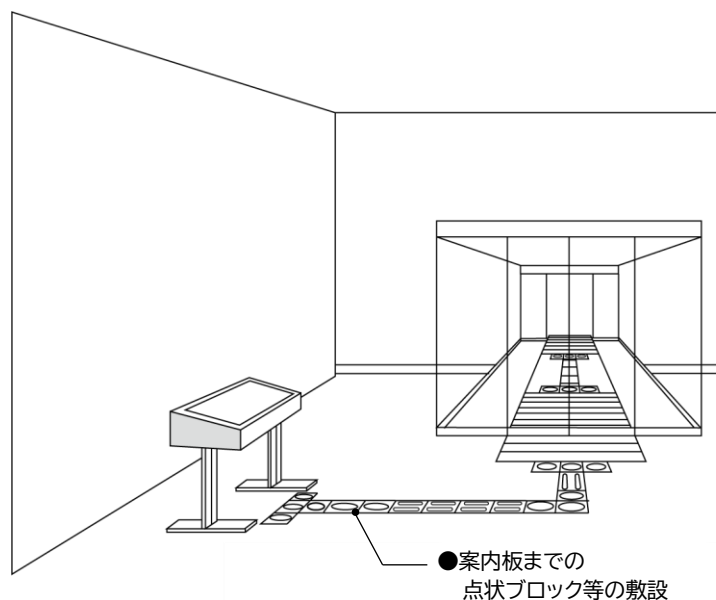
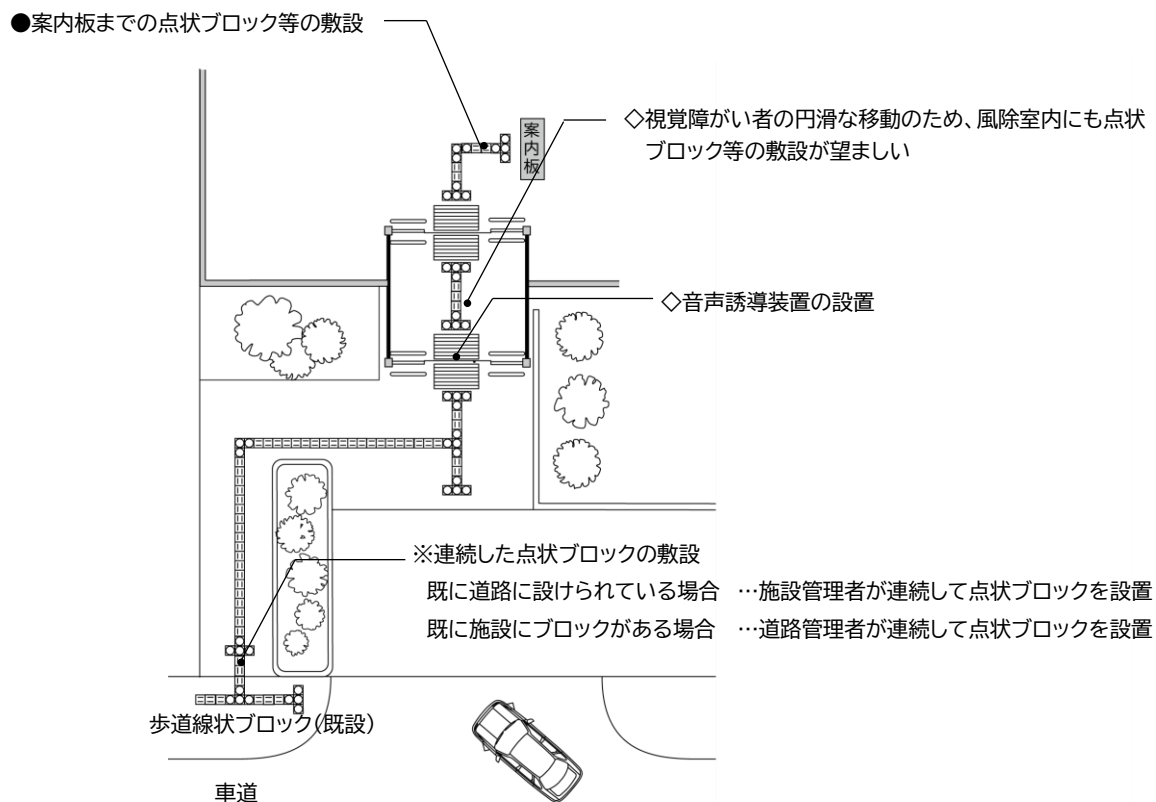
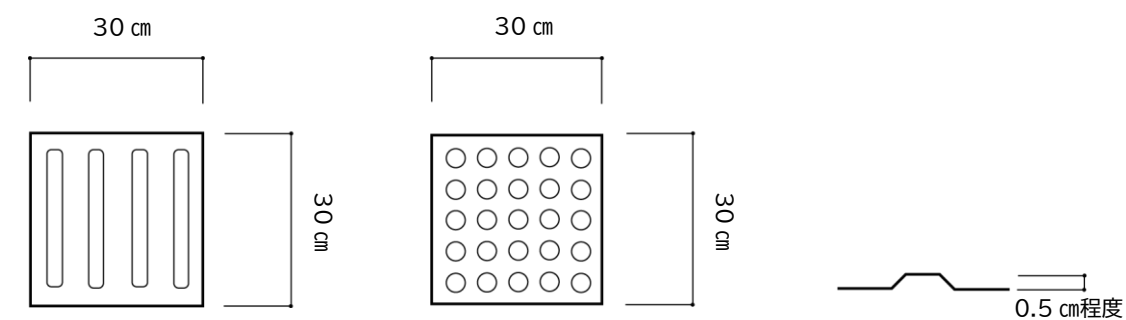


図 2 案内設備が案内板の場合

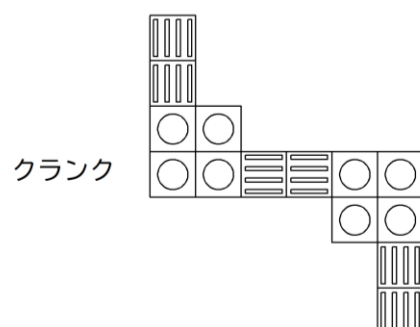
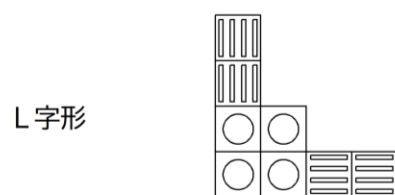
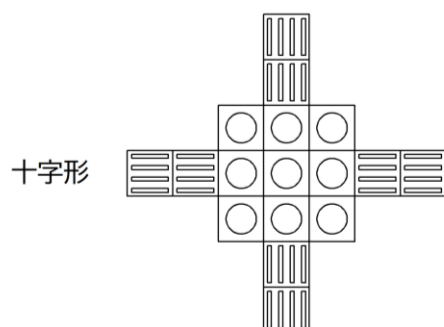
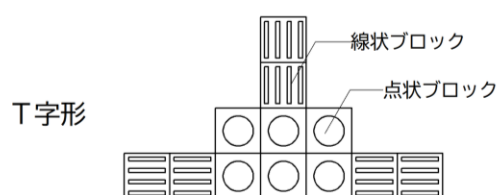


■ 参考図

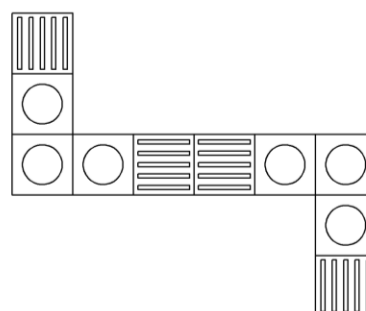
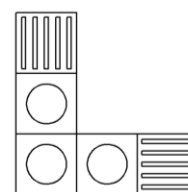
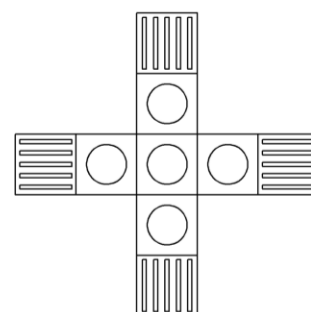
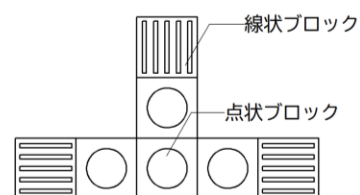
図3 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例



<30 cm角の場合>



<40 cm角の場合>



移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路の分離

法では、段を設けない経路として「移動等円滑化経路」と視覚障がい者を視覚障害者用誘導用ブロックなどで誘導する「視覚障害者移動等円滑化経路」を定めています。

この2つの経路は、整備の趣旨や整備範囲が異なることから、同一の経路整備とする必要はありません。

視覚障害者移動等円滑化経路の整備として点状ブロック等の敷設による誘導では、車椅子使用者の移動の支障となる場合があります。また、段がある場合、視覚障がい者を迂回させて傾斜路に誘導するのは望ましくないため、移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路を分離することが望ましい場合もあります。

そのため、整備内容や敷地の状況に応じた整備が求められます。

